

医療法人の経営情報データベース (MCDDB)に係る第三者提供について

2023（令和5）年の医療法改正により、医療法人の経営情報をデータベースとして整備し、分析結果を医療政策の理解のため国民に提供することとなっていますが、データベース情報を研究者等へ提供（第三者提供）する制度が、2026（令和8）年4月1日から始まります（全医療機関が対象）。具体的な内容について検討してきた「医療法人の経営情報のデータベースの在り方に関する検討会」では、本年8月26日に報告書を取りまとめました。その内容をみていきます。

第三者提供制度は

2026（令和8）年4月1日から

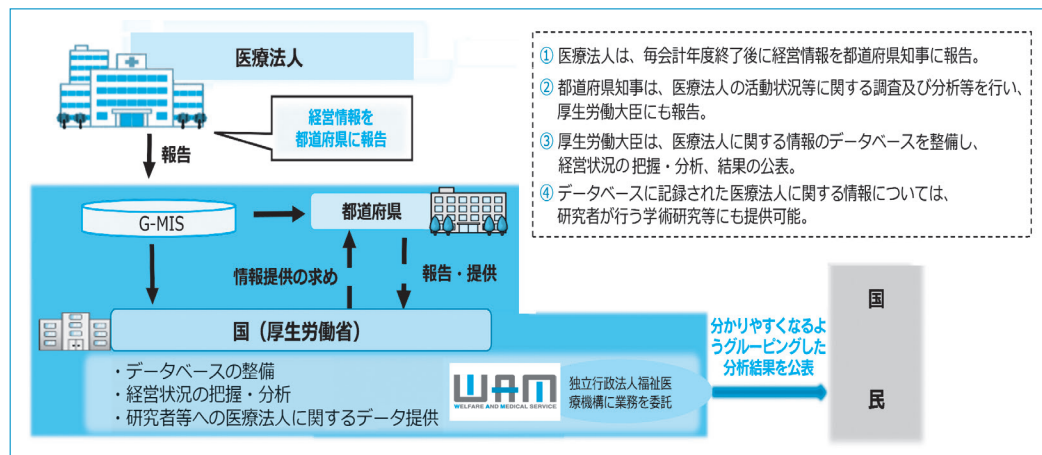
我が国では、高齢人口の増加や医療の高度化などによって国民医療費が年々増加していることに加えて、今後、生産年齢人口の急激な減少への対応や医療資源の地域格差など医療制度上克服すべき課題がある。

医療を取り巻く課題に対応する政策を進めるためには、医療の置かれている現状と実態を表すために必要な情報を収集し、政策の企画・立案に活用するとともに、国民に対して丁寧の説明していくことが必要である。

地域医療の担い手である医療法人は、運営の透明性が求められており、その運営状況を明らかにすることにより医療が置かれている現状と実態についてわかりやすく情報提供することは、医療法人制度の趣旨とも反しない。

こうしたことから、政府方針等でも医療法人の経営情報の収集とデータベースの構築、国民への丁寧な説明が求められ、2023（令和5）年の医療法改正により、①医療法人の経営情報の収集およびデータベースの整備、②収集した情報を国民にわかりやすくなるよ

図 医療法人の経営情報の調査および分析等



第4回医療法人の経営情報のデータベースの在り方に関する検討会 参考資料1より



この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。版權者（独立行政法人福祉医療機構）ならびに著作権者の許可を得ない複製（コピー）、再配布を、固くお断りいたします。

表 1 調査および分析の対象項目

事業報告書等(法人ごと)	
○事業報告書(名称、事務所の所在地、設立認可年月日、設立登記年月日、役員及び評議員、本来業務、附帯業務、収益業務)	
○貸借対照表	
○損益計算書	
経営情報等(病院・診療所ごと)	
○ 医業収益 (入院診療収益、室料差額収益、外来診療収益、その他の医業収益)	
※ 入院診療収益及び外来診療収益は任意項目として「保険診療収益(患者負担含む)」及び「公害等診療収益」を別掲。	
※ その他の医業収益は任意項目として「保健予防活動収益」を別掲。	
※ 診療所の「室料差額収益」は入院診療収益の内数として記載。	
○ 材料費 (医薬品費、診療材料費・医療消耗器具備品費、給食用材料費)	
○ 給与費 (役員報酬、給料、賞与、賞与引当金繰入額、退職給付費用、法定福利費)	
○ 委託費 (給食委託費)	
○ 設備関係費 (減価償却費、機器賃借料) ○ 研究研修費	
○ 経費 (水道光熱費)	
※ 診療所は「設備関係費」、「研究研修費」及び「経費」の科目は設けず「その他の医業費用」の科目を設ける。	
○ 控除対象外消費税等負担額	
○ 本部費配賦額	
※ 診療所の「水道光熱費」、「控除対象外消費税等負担額」及び「本部費配賦額」はその他の医業費用の内数として記載。	
○ 医業利益(又は医業損失)	
○ 医業外収益 (受取利息及び配当金、運営費補助金収益、施設設備補助金収益)	
○ 医業外費用 (支払利息)	
○ 経常利益(又は経常損失)	
○ 臨時収益、○臨時費用	
○ 税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)	
○ 法人税、住民税及び事業税負担額	
○ 当期純利益(又は当期純損失)	
○ 職種別の給与(給料・賞与)及び、その人数 (病床機能報告で分かる情報は当該報告の情報を活用)	
＜職種＞医師、歯科医師、薬剤師、看護職員(保健師、助産師、看護師、准看護師)、その他の医療技術者等(診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、リハビリスタッフ(理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士)、歯科衛生士、歯科技工士、栄養士等(管理栄養士、栄養士、調理師)、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、看護補助者、事務職員(事務(総務、人事、財務、医事等)担当職員、医師事務作業補助者、診療情報管理士)、その他の職員)	

医療法人の経営情報を把握・分析するとともに、その分析により国民に丁寧に説明するため、新たな制度として医療法人の経営情報を収集してデータベースを構築

これにより以下のような政策活用を見込む

- ・国民に対して医療が置かれている現状・実態の理解の促進
- ・効率的かつ持続可能な医療提供体制の構築のための政策検討
- ・経営への影響を踏まえた的確な支援策の検討
- ・医療従事者等の処遇適正化(改善)に向けた検討
- ・医療経済実態調査の補完

■色文字の項目は、病院・診療所とも必須
■色文字の項目は、病院・診療所とも任意
下線文字の項目は、病院は必須・診療所は任意

第 4 回医療法人の経営情報のデータベースの在り方に関する検討会 参考資料 1 より

表 2 統計制度の二次利用(第三者提供)の仕組み

提供類型	統計法条文	対象	利用可能な場合	提供方法	利用者の義務
調査票情報の提供	33条	・公的機関等 ・公的機関等との共同研究を行う場合等	(公的機関等以外の場合)公的機関等が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として、以下の条件のいずれかに該当する場合に利用可能 (1)公的機関等からの委託又は公的機関等と共同して行う調査研究 (2)公的機関等からの公募による補助を受けて行う調査研究 (3)行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案等に有用であると認める場合又はその他同等の公益性を有するものとして特別な事由があると認める場合	媒体での提供又は オンサイトセンター	・申出目的以外の利用の禁止 ・情報の適正管理義務 ・守秘義務
	33条の2	一般	「学術研究の発展に資する統計の作成等」又は「高等教育の発展に資する統計の作成等」に該当かつそれぞれの利用条件を満たす場合に限り、調査票情報が利用可能。	原則 オンサイトセンター (利用申出手引きにて規定。安全管理措置がオンサイト利用と同等と認められれば媒体提供可能)	・申出目的以外の利用の禁止 ・情報の適正管理義務 ・守秘義務
委託による統計(オーダーメイド集計)	34条	一般	「学術研究の発展に資する統計の作成等」、「教育の発展に資する統計の作成等」又は「デジタル社会形成基本法(令和3年法律第35号)に規定された特定公共分野に係る統計の作成等」に該当し、それぞれの利用条件を満たす場合に限り、統計成果物が提供可能。	媒体での提供	・申出目的以外の利用の禁止

第 4 回医療法人の経営情報のデータベースの在り方に関する検討会 参考資料 1 より

* 1…Medical Corporation Financial Data Base System



この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。版權者(独立行政法人福祉医療機構)ならびに著作権者の許可を得ない複製(コピー)、再配布を、固くお断わりいたします。

う属性等に応じてグルーピングした分析結果の公表、③医療法人に関するデータベースの情報研究者等へ提供する制度の創設が行わ

れている。
①、②については、すでに2023(令和5)年8月1日から施行されており、すべて

の医療法人が毎会計年度終了後に経営情報を都道府県知事に報告、医療法人の経営情報データベース(MCDB^{*1})に情報が蓄積され、

地域活動により 「共生・共助」の地域づくりに貢献

— 京都府城陽市・社会福祉法人南山城学園 —

地域に根ざした 多様な福祉サービスを展開

福祉医療機構では、地域の福祉医療基盤の整備を支援するため、有利な条件での融資を行っています。今回は、その融資制度を利用された京都府城陽市にある社会福祉法人南山城学園を取りあげます。同法人は、地域共生社会の実現に向け、さまざまな地域活動の実践により、共生・共助の地域づくりに貢献しています。その取り組みについて取材しました。

京都府城陽市にある社会福祉法人南山城学園は、「利用者様の尊厳を守り、幸福を追求する」という基本理念のもと、地域に根ざした福祉サービスを提供するとともに、共生・共助の地域づくりを推進することにより、地域共生社会の実現を目指している。

法人の沿革としては、昭和40年に社会福祉法人を設立し、重度知的障害者の入所施設を開設したことに始まる。その後、利用者の高齢化・重度化への対応や、待機児童問題などの地域ニーズに応えるかたちで、多様な福祉サービスを展開している。

現在、法人本部のある城陽市を中心に、京都府南部、大阪府島本町において、障害福祉事業では、障害者支援施設、障害者グループホーム、障害者デイサービス、就労移行支援、就労継続支援A型・B型事業所、相談支援事業所等、介護事業では介護老人保健施設、高齢者デイサービス、居宅介護支援事業所、保育事業では認定こども園、保育所、小規模保育所を開設している。

そのほかにも、

若年者等就労支援拠点として地域若者サポートステーションの運営を受託し、ひきこもり支援、中間的就労支援、生活困窮者支援等を一体的に実施している。

障害福祉事業では、8カ所の障害者支援施設（総定員数約300人）を運営しており、重度知的障害や強度行動障害、医療的ケアが必要な人など、在宅で支えることや他施設の入所が困難な利用者を受け入れる役割を果たしてきた。

法人の概要

社会福祉法人 南山城学園

〒610-0111

京都府城陽市富野狼谷2番地1

TEL 0774-52-0425

FAX 0774-53-7578

URL <https://minamiyamashiro.com/>

法人設立：昭和40年2月

理事長：磯 彰格

法人施設：【障害】障害者支援施設、障害者グループホーム、デイサービス、就労移行支援事業所、就労継続支援A型・B型事業所、相談支援事業所など

【介護】介護老人保健施設、デイサービス、居宅介護支援事業所

【保育】認定こども園、認可保育所、小規模保育所、学童保育など 計39事業所



共生・共助の 地域づくりに取り組む

同法人は、地域共生社会の実現や、誰もが安心して暮らせる「共生・共助」の地域づくりを目指し、災害時の支援体制を整備するとともに、さまざまな地域活動を実践している。

災害時の支援体制では、平成26年に福祉避難所としての機能を有



この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。版權者（独立行政法人福祉医療機構）ならびに著作権者の許可を得ない複製（コピー）、再配布を、固くお断わりいたします。

続きは、

月刊誌

本誌にてご覧ください。

定期購読のご案内

月刊誌「WAM」は1年間の定期購読誌です。

購読料／1年間・・・8,988円（税、発送料込）

体裁／A4変型判 本文36ページ

編集・発行／独立行政法人福祉医療機構

編集協力／株式会社法研

[定期購読のお申し込みはこちら](#)

お問い合わせ

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル9階

独立行政法人福祉医療機構 総務部 広報課

TEL:03-3438-9240 fax:03-3438-9949